

施設（お墓）について

申込資格等について

申込み後から使用開始までの流れ

募集の詳細

施設（お墓）について

申込資格等について

申込み後から使用開始までの流れ

募集の詳細

遺骨区分で申込み

⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。

⚠️ 分骨による申込みはできません。

⚠️ 都立霊園使用中の方は現使用墓所の返還が条件です。

○ 下記の全ての申込資格にあてはまり、証明書類を提出可能な方が申込みできます。

要 件	申 込 資 格	証 明 書 類 (申込時点では必要ありませんが、書類審査の際に必要となります)
居住要件	申込者本人が、申込期間満了日（令和8年7月3日）において、都内又は松戸市に継続して3年以上居住しており、それを住民票で証明できること	① 本籍記載の住民票（原本） ② 住民票の除票（原本）（3年の間に都内又は松戸市で転出入している場合） 12 頁
遺骨 2 体の関係	2体用の場合、申込遺骨 2 体は夫婦（事実婚関係を含む）、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹であること 9 頁	戸籍謄本等（原本） 16 頁 ※胎児の遺骨で申し込む場合 10 頁
遺骨の状態	現在守っている遺骨がある方【例】 ●自宅に安置している方 ●都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 ●公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	※下記の①～④のいずれか 1 つ ① 死亡事項記載の戸籍謄本（原本） 16 頁 ② 火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります） 13 頁 ③ 都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書 13 頁 ④ 埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書 14 頁
祭祀の主宰者	申込遺骨に対し、 ①死亡届出人となった方 ②火葬許可申請者となった方 ③葬儀の喪主を務めた方 ④法事の施主を務めた方 上記のいずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方 ※右記の①、②は前述の「遺骨 2 体の関係」、「遺骨の状態」の書類と兼用できることがあります。	※下記の①～④のいずれか 1 つ ① 戸籍謄本（原本）（申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっているもの） 16 頁 ② 火葬許可証（申込者が、申請者となっている申込遺骨のもの） 13 頁 ③ 葬儀一式の領収書（宛名が申込者）又は会葬礼状（申込者が、葬儀の喪主であることが確認できるもの） 15 頁 ④ 法事の際の寺院等の証明書（申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できるもの） 16 頁

一定期間後共同埋蔵	直接共同埋蔵
使用許可日から起算して 20 年間は地下の埋蔵室に骨壺に入れた状態で埋蔵し、その後は共同埋蔵します。	納骨後速やかに共同埋蔵します。

共同埋蔵とは、遺骨を骨壺から出して一体ずつ骨袋に入れ替えて合わせ葬ることです。

注意事項
・令和 8 年 7 月 3 日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります（一時収蔵施設使用者 詳細 18 頁）。なお、現在合葬埋蔵施設の利用者（名義人）が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設・樹林型合葬埋蔵施設を申し込む場合は、施設返還の必要はありません。
・当選された場合、書類審査は、郵送で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書（令和 8 年 7 月 3 日以降発行のもの）等が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

八柱霊園（合葬埋蔵施設）

一定期間後共同埋蔵（遺骨申込区分） ⚠️ 申込遺骨の祭祀の主宰者が申込みできます。

組 名	申込体数	募集体数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA01 組	1 体用	80	131,000	申込者と申込遺骨の関係は、親族に限られません。 遺骨
GA02 組	2 体用		262,000	遺骨 2 体の関係は、夫婦（事実婚関係を含む）、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹に限る。申込者と申込遺骨の関係は、親族に限られません。 遺骨 + 遺骨

直接共同埋蔵（遺骨申込区分） ⚠️ 申込遺骨の祭祀の主宰者が申込みできます。

組 名	申込体数	募集体数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA03 組	1 体用	270	53,000	申込者と申込遺骨の関係は、親族に限られません。 遺骨
GA04 組	2 体用		106,000	遺骨 2 体の関係は、夫婦（事実婚関係を含む）、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹に限る。申込者と申込遺骨の関係は、親族に限られません。 遺骨 + 遺骨

※ 1 体用と 2 体用の間で応募倍率に差が出ないように、受付数に応じて各組の募集体数の内訳を調整します。
※ 使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。

・合葬埋蔵施設とは 詳細 7 頁



八柱霊園合葬埋蔵施設



八柱霊園合葬埋蔵施設献花台

施設（お墓）について

申込資格等について

申込み後から使用開始までの流れ

募集の詳細

施設（お墓）について

申込資格等について

申込み後から使用開始までの流れ

募集の詳細

遺骨区分で申込み

⚠️ ご遺骨をお持ちでない方は申込みできません。

⚠️ 分骨による申込みはできません。

⚠️ 都立霊園使用中の方は現使用墓所の返還が条件です。

○ 下記の全ての申込資格にあてはまり、証明書類を提出可能な方が申込みできます。

要 件	申 込 資 格	証 明 書 類 (申込時点では必要ありませんが、書類審査の際に必要となります)
居住要件	申込者本人が、申込期間満了日（令和 8 年 7 月 3 日）において、都内に継続して 3 年以上居住しており、それを住民票で証明できること	① 本籍記載の住民票（原本） ② 住民票の除票（原本）（3 年の間に都内で転出入している場合） 12 頁
遺骨 2 体の関係	2 体用の場合、申込遺骨 2 体は夫婦（事実婚関係を含む）、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹であること 9 頁	戸籍謄本等（原本） ※胎児の遺骨で申し込む場合 16 頁 10 頁
遺骨の状態	現在守っている遺骨がある方 【例】 ●自宅に安置している方 ●都立霊園の一時収蔵施設に預けている方 ●公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵（葬）・収蔵している方	※下記の①～④のいずれか 1 つ ① 死亡事項記載の戸籍謄本（原本） 16 頁 ② 火葬許可証（自治体により名称が異なる場合があります） 13 頁 ③ 都立霊園一時収蔵施設使用許可証又は遺骨引渡証明書 13 頁 ④ 埋蔵（葬）証明書又は収蔵証明書 14 頁
祭祀の主宰者	申込遺骨に対し、 ①死亡届出人となった方 ②火葬許可申請者となった方 ③葬儀の喪主を務めた方 ④法事の施主を務めた方 上記のいずれかに該当し、ご遺骨を守っていく立場にある方 ※右記の①、②は前述の「遺骨 2 体の関係」、「遺骨の状態」の書類と兼用できることがあります。	※下記の①～④のいずれか 1 つ ① 戸籍謄本（原本）（申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっているもの） 16 頁 ② 火葬許可証（申込者が、申請者となっている申込遺骨のもの） 13 頁 ③ 葬儀一式の領収書（宛名が申込者）又は会葬礼状（申込者が、葬儀の喪主であることが確認できるもの） 15 頁 ④ 法事の際の寺院等の証明書（申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できるもの） 16 頁

一定期間後共同埋蔵	直接共同埋蔵
使用許可日から起算して 20 年間は地下の埋蔵室に骨壺に入れた状態で埋蔵し、その後は共同埋蔵します。	納骨後速やかに共同埋蔵します。

共同埋蔵とは、遺骨を骨壺から出して一体ずつ骨袋に入れ替えて合わせ葬ることです。

注意事項
・令和 8 年 7 月 3 日時点で一時収蔵施設以外の都立霊園の墓所（「現使用墓所」という）の使用者（名義人）は、申込施設の使用許可を受けた日から 180 日以内に現使用墓所を原状回復し、東京都に返還することが条件となります（一時収蔵施設使用者 詳細 18 頁）。なお、現在合葬埋蔵施設の使用（名義人）が、当該施設の使用許可を受けていない別の遺骨で新たに合葬埋蔵施設・樹林型合葬埋蔵施設を申し込む場合は、施設返還の必要はありません。
・当選された場合、書類審査は、郵送で行います。上記の書類の他、申込者の印鑑登録証明書（令和 8 年 7 月 3 日以降発行のもの）等が必要です。

上記証明書類は、当選後、書類審査時に必要となります。
いかなる理由があっても、証明書類を提出・提示できない場合は、失格となります。

多磨霊園 (合葬埋蔵施設)

一定期間後共同埋蔵（遺骨申込区分） ⚠️ 申込遺骨の祭祀の主宰者が申込みできます。

組 名	申込体数	募集体数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA15 組	1 体用	120	61,000	申込者と申込遺骨の関係は、親族に限られません。 遺骨
GA16 組	2 体用		122,000	遺骨 2 体の関係は、夫婦（事実婚関係を含む）、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹に限る。 申込者と申込遺骨の関係は、親族に限られません。 遺骨 + 遺骨

小平霊園 (合葬埋蔵施設)

直接共同埋蔵（遺骨申込区分） ⚠️ 申込遺骨の祭祀の主宰者が申込みできます。

組 名	申込体数	募集体数	使用料（貸付時のみ）（円）	申込遺骨について
GA22 組	1 体用	90	58,000	申込者と申込遺骨の関係は、親族に限られません。 遺骨
GA23 組	2 体用		116,000	遺骨 2 体の関係は、夫婦（事実婚関係を含む）、パートナーシップ関係、親子又は兄弟姉妹に限る。 申込者と申込遺骨の関係は、親族に限られません。 遺骨 + 遺骨

※ 1 体用と 2 体用の間で応募倍率に差が出ないように、受付数に応じて各組の募集体数の内訳を調整します。
※ 使用料に管理料が含まれているため、毎年の管理料はかかりません。
※ 一定期間後共同埋蔵の組は多磨霊園合葬埋蔵施設、直接共同埋蔵の組は小平霊園合葬埋蔵施設 2 号基に埋蔵されます。

・合葬埋蔵施設とは 詳細 7 頁



多磨霊園合葬埋蔵施設



小平霊園合葬埋蔵施設（2 号基）